

2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業

仕様書

1 事業名

2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業

2 事業目的

2025 年日本国際博覧会(以下「万博」という。)のレガシーを引き継ぎ、革新的技術や新たな価値の創造による持続的な成長・発展と、世界が直面する課題解決への貢献、さらには、大阪・関西のプレゼンス向上につなげるため、経済界、国、関西広域連合及び地元自治体が一体となり、未来創造会議(以下「会議」という。)を設立した。この会議で決定した取組を推進する団体として、未来創造会議運営委員会「以下「発注者」という。」が設置され、万博で披露された最先端技術等の実装化や夢洲におけるレガシー発信の取組、新たな法人設立等について、今後の進め方の検討を行っている。

現在、万博閉幕からまもなく1年が経過し、その成果を次のステージへつなげていく時期を迎えており、本会議の理念・目的・取組を広く周知することで、

- ① 最先端技術等の実装化・産業化に向けた取組の認知度向上
- ② アフター万博イベントへの熱気の維持、夢洲の記念公園開業までの持続的な盛り上がりの形成
- ③ 新たな法人への寄付・協賛に繋げる環境の整備

を実現し、企業や個人をはじめとする様々な主体による万博レガシーの展開への参画を促進することをめざしている。

そこで、2026 年度未来創造会議広報プロモーション事業(以下「本業務」という。)により、ホームページの制作やリーフレット等の様々な情報発信ツールの制作といった広報プロモーション業務を一体的に展開することで、効果的に会議の認知度向上を高め、国内外の個人や法人をはじめとする様々な主体による万博レガシーの展開への参画を図る取組を行うものである。

3 契約期間

契約締結日から 2027 年 3 月 31 日(水)

4 委託上限額

24,600,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

5 委託業務内容

本業務では、適切にプロジェクトマネジメントを実施し、ホームページ制作・管理運営や PR ツール・コンテンツ制作に係る業務を実施すること。

5-1 未来創造会議の公式ホームページの企画・制作・管理運営

未来創造会議の効果的な情報発信が行えるよう、スマートフォンへの対応をはじめ、ユーザーの立場に立って、見やすさやわかりやすさ、使いやすさに配慮したデザインにするとともに、万博レガシーに関連する他サイトとの連携など、機能性をもったホームページを企画提案及び制作すること。

【企画提案に関する事項】

(1) ホームページの全体構成及びデザイン

未来創造会議の理念・目的・取組が具体的に伝わるよう、デザイン性の高いホームページを提案すること。また、未来創造会議が推進する、「最先端技術等の実装化・産業化」、「国際イベント・交流等の継承・発展」、「レガシーの発信、広域観光促進」に関する情報を盛り込み、視覚的な見やすさや操作性に配慮すること。また、その考え方や手法を提案すること。

提案の際は、ホームページの全体構成を示した上で、以下①～④について、ホームページのデザイン案を提出すること。提案にあたっては、著作権に配慮し、可能な限りイメージを具体的に再現したデザインを示すこと。

①全体構成

- ・未来創造会議の理念・目的・取組を理解した上で、閲覧者が直感的に操作しやすい全体構成を検討し、提案すること。スマートフォン等の携帯端末での閲覧に対応した構成とすること。提案にあたっては、当該構成が効果的である理由を示すこと。

②トップページ

- ・未来創造会議が推進する取組の先進性やワクワク感を体感できるようなデザインとすること。
- ・具体的な取組や記事を紹介する下層ページにアクセスしやすいデザインとすること。また、未来創造会議の構成団体や万博に関連するサイトへ容易に誘導できるデザインを提案すること。

③具体的な取組の紹介ページ

- ・万博で披露された最先端技術等の実装化の進捗等、ホームページに掲載するコンテンツを提案するとともに、掲載デザインについても提案すること。

④その他

- ・未来創造会議の取組の発展や法人化に伴い、将来的に拡張することも踏まえて制作すること。
- ・未来創造会議の情報発信に必要な提案があれば、提案すること。提案にあたっては、その提案内容が効果的である理由を示すこと。

(2) スケジュール

- ・ホームページの開設までのスケジュールを提案すること。
- ・段階的な更新を伴う開設等の手法を取る場合は、各段階における到達点を明示すること。

(3)その他

- ・他の広報事業との連携など、公開後のホームページの PV 数が増加する工夫やアドバイスを提案すること。
- ・事業者が有する過去実績等を踏まえ、ホームページの閲覧者数等の KPI を発注者と協議のうえ、設定すること。

【委託業務の内容】

(1) ホームページ制作業務

- ・【企画提案を求める事項】の内容に基づき、ホームページを制作すること。
- ・スマートフォンやタブレットなど、各種端末での閲覧や操作に配慮した構成・デザインとすること。
- ・国のガイドラインに準じ、セキュリティ対策やアクセシビリティ対応を講じること。
- ・「お知らせ」の発信や「決算資料」の掲載等、簡易な Web ページの更新を発注者側で実施できるよう、CMS 機能を有するホームページを構築すること。CMS 機能は、発注者が管理者専用画面からログインし、容易に情報の追加、変更、削除が可能なシステムとすること。また、画像や表、添付ファイル、リンク等がアップロードできるものとすること。
- ・発注者との協議のうえ、英語に翻訳したページを制作すること。自動翻訳サービスを使用する場合は、受注者または発注者において、翻訳した文章の修正ができるサービスを利用すること。
- ・制作については、都度、発注者と協議を行うこと。画面デザインや構成等は、事前に発注者へレビューを行い、CMS の構築については、発注者と協議の上、仕様を決定すること。
- ・使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権等の権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

(2) 運営管理等業務

- ・発注者の指示により、掲載情報の追加・修正・更新、既存ページの改修やサイト内のリンク、バナーの作成・追加・削除に対応すること。
- ・各ページにおけるアクセス数等、アクセス解析ができる機能を有すること。また、PV 数については、「6 実績報告等」で求める報告書において報告すること。
- ・情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全性に配慮した管理を行うこと。
- ・情報セキュリティの侵害が発生した場合の体制を整え、発注者へ提示すること。
- ・不正なアクセス等によりデータの消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに発注者へ報告すること。

(3) サーバー調達

- ・受注者は、制作したホームページをインターネット上で公開するために、必要なレンタルサーバー等を調達し対応すること。(月間 1 万 PV 以上を想定。)
- ・SSL サーバー証明書を取得すること。
- ・ホームページのドメインは、発注者と協議の上で決定すること。
- ・本業務の契約が終了となる場合(契約解除により終了する場合を含む。)には、ドメイン、レンタルサー

バー等の使用に関する権限を発注者に移管すること。

(4) 公開想定日

2026 年 12 月 25 日(金)まで

※ただし、企画提案されたスケジュールに基づき、発注者と協議の上、改めて設定することとするが、2026 年 12 月 25 日(金)までに、少なくとも一部、あるいはティザーサイトの公開を希望する。

5—2 PRツールの制作

発注者が参画するイベント等で使用する PR ツール(PR グッズ・チラシ・フリーペーパー等)について、下記事項を踏まえ、受注者の提案及び発注者の指示により、企画・デザイン・制作・作成すること。

・PR ツールの企画、デザインにあたっては、万博で披露された最先端技術等の実装化・産業化に関する最新情報を活用し、万博のレガシー展開への期待感を高めるデザインや内容とすること。

・PR ツールは、発注者が参画するイベント(府市が主催・共催する国際イベントや万博閉幕 1 周年イベント等)で配布することを想定し、十分な種類や数量、英語版の制作について発注者と随時協議のうえ、企画・作成すること。

・様々な場面で活用できるよう、単価 50 円 ～300 円程度のものを複数種類、総量として少なくとも1 万個以上作成することを想定している。ただし、単価や総量は目安としての提示であるため、作成にあたっては発注者と十分に協議のうえ決定すること。また、発注者の指示により、種類や数量を追加する場合があるため柔軟に対応すること。

・PR ツールの作成にあたっては、各品目の仕様及び数量について、経済的かつ合理的なものとするとともに、仕様確定後に、複数社からの見積比較により単価を設定し、発注者と協議のうえで確定すること。

・効果的な広報物を作成すること。総量は、目安としての提示するものであるが、図柄等のデザインは複数種類の作成を行うとともに、配布時期等に応じて内容更新を行うなど、発注者と協議しながら効果的な広報物の作成に努めること。

・万博のロゴマーク・公式キャラクター等のデザインの使用については、博覧会協会と調整を行うこと。

・PR ツールに使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了解を得て使用すること。

5—3 PR動画の制作

下記(1)～(5)のとおり、最先端技術等の実装化・産業化に向けた取組の認知度向上やアフター万博イベントへの熱気の維持等を図るため、広報プロモーション動画を企画・提案し、制作すること。なお、業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分協議して作業を進めるものとし、その最終決定に際しては、発注者と協議のうえ、企画提案内容から修正できるものとする。

(1)広報プロモーション動画の企画・提案及び構成

・企画提案内容をもとに発注者と協議を行い、動画の構成を作成し、動画制作を行うこと。

・なお、次のア～エの内容は委託業務に含むものとする。

ア 資料・素材の収集、関係者への取材

イ 肖像権や著作権について必要な手続き

ウ 協力者、撮影地への交渉・許可

エ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

・制作した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、動画の完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

(2)動画の要件・規格等

・ロングバージョン(120 秒程度)、ショートバージョン(30 秒程度)の少なくとも動画2本を基本とし、発注者と協議の上決定すること。ただし、「2.事業目的」を達成するため、3 本以上の動画の企画提案・制作を行うことは差し支えない。

・ロングバージョンの動画は、「日本語ナレーション・日本語字幕付き」、「英語ナレーション・英語字幕付き」をそれぞれ制作すること。

・ショートバージョンの動画は、国内外に向けて限られた時間で効果的に広報プロモーションを行うためのものであることを踏まえ、ナレーションの有無、字幕の有無及び、ナレーション及び字幕で使用する言語(日本語・英語)については受注者が発注者に対して提案したうえで、発注者と協議し、決定すること。

・画面アスペクト比は 16:9 とし、制作する映像素材の解像度は4Kを目安として制作し、成果品は4K 動画と、簡易再生用のフル HD 動画(内容は 4K と同じ)のそれぞれ 2 パターンを用意すること。

(3)活用シーン

・動画は、5-1 で制作するホームページでの配信のほか、会議の構成団体のホームページ、発注者が参画するイベントでの放映等の活用シーンを踏まえて制作すること。

(4)作業項目

・動画を制作するにあたり、実施する作業項目について、概ね以下のア～オのとおりとする。

ア 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表を作成すること。

受注者は発注者に対して、各作業内容について、定期的に報告または打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認のうえ、納期までに動画を完成させる。

イ 動画編集

疑問点等があれば発注者に確認のうえ更新作業を実施すること。

ウ 仮完成版の試写および試写後の追加・修正(複数回実施)

納品の前に仮完成版の試写を行い、試写により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。

(手直しも含め複数回実施。)試写を行う際の再生機器は、受注者にて準備すること。

エ Web 用動画への変換(アップロードは発注者が実施する)

オ 成果品の納品

(5)成果品の提出

成果品として、下記ア～イを提出すること。

ア 制作した広報プロモーション動画の日本語音声版、英語音声版、白素材(BGM、音声、テロップが入っていない同内容の動画で、素材音声のみ残す)のMP4形式の電子データ

※ホームページや YouTube 等での Web 配信や PC でのプレゼンテーションで利用可能な形式

とする。

※アップロード用動画ファイルの解像度は原則として「4K」(3,840dpi×2,160 dpi)とする。また、あわせて、簡易再生用の動画ファイル(内容は 4K 動画と同じ。フル HD、1920dpi×1,080dpi)も納品する。

※ファイル形式は MP4 形式(拡張子は『. MP4』)とし、アスペクト比は 16:9、ビットレートは「4K」は 30Mbps 以上、フル HD は 12Mbps 程度とする。

※詳細は受注者より提示し、発注者と協議のうえ決定する。

イ 各動画の変換前(非圧縮もしくは可逆圧縮)電子データ及び各素材の電子データ

※変換前データの形式は受注者が選択するものとする。

※制作した動画の変換前(非圧縮もしくは可逆圧縮)データを発注者に納品すること。

なお、成果品にまとめる際には、以下の要領で行うこと。

・成果品の電子データは、USB メモリーや DVD-ROM 等データ容量に応じた最適なデータ格納媒体を選択し、正・副(バックアップ)を納品すること。

・提出する成果品の電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行い、電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス(パターンファイル)定義年月日またはパターンファイル名」及び「チェック年月日(西暦表示)」を明記すること。

・成果品の帰属についてはすべて発注者の所有とする。

・納期:状況に応じて発注者と協議の上、決定する。

・提出先:未来創造会議運営委員会

※成果品が納入場所に到着した後、仕様及び内容の確認をもって検収とする。

成果品引渡し後、1 年以内に受注者の過失による誤りが発見された場合には、受注者は無償で追加・修正を行うこと。

6 実績報告等

「5 委託業務」について、下記(1)～(3)のとおり、進捗状況の報告、実績報告資料及び会議の広報プロモーションに係る経過資料の作成を行うこと。

(1)進捗状況の報告

・月1回以上定期的に各業務に関する進捗状況を発注者へ報告し、今後の取り組み内容を協議すること。
また、四半期ごとに予算の執行状況に関する報告書を作成し、発注者へ提出すること。

(2)実績報告書の作成

・各業務終了後に実績報告書を作成し、発注者へ提出すること。(各業務の準備段階の調整等についても記録しておくこと。)

(3)会議の広報プロモーションに係る経過資料の作成

発注者が契約締結後から本業務終了までに実施した事業について、本事業の業務実績等を経過資料として取りまとめて提出すること。

7 業務実施体制等

受注者は、本業務について、次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の効果を最大化させるため、事業目的などを十分理解した上で、発注者と十分に協議を行い、業務全体をコーディネートする統括責任者を配置すること。
- ・委託業務の実施スケジュールを含む実施計画書を契約締結後速やかに提出すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。

8 一括再委託等の禁止

- (1) 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断を再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により事前に発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託の相手方は、大阪府競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、または大阪府契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

9 業務実施に関する基本的な条件

- (1) 契約及び費用等に関する条件
業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (2) 提案見積額について
本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に、発注者と協議のうえ、確定するものとする。
- (3) 経理・支払に関する条件
 - (ア) 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了した後、発注者による検査を経て支払うものとする。ただし、部分払いを行う場合、受注者は発注者の承諾を得たうえで、業務の完了前に既

に業務を完了した部分(検査職員の検査に合格したもの)に対し請求することができる。その場合は所定の請求書等に基づき、月1回を超えない範囲で支払うものとし、受注者の指定する口座に振り込みする。

(イ) 本事業に要する画像等の著作権及び使用料等の費用は、全て委託金額内に含むものとする。委託金額を超えた場合は、受注者が負担すること。

(ウ) 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(4) 著作物の譲渡等

(ア) 受注者は、本事業における成果品が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

(イ) 発注者は、成果品の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果品が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

(ウ) 受注者は広報プロモーションで活用した広報素材について、発注者が求める場合、それら広報素材を発注者が指示する形式にて提出しなければならない。

(エ) 受注者は、成果品が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

(オ) 受注者は、発注者が承諾した場合には、当該成果品を使用又は複製し、また、当該成果品の内容を公表することができる。

(カ) 受注者は、成果品(業務を行ううえで得られた記録等を含む。)の作成にあたり必要な著作権等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(5) 著作権等について

・成果品に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了解を得て使用すること。

・成果品に使用する映像・写真等の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。

・受注者は、成果品に使用する素材について、商用利用の可否及びライセンス条件を確認のうえ使用し、その根拠を提示できるようにしておくこと。第三者の権利を侵害した場合の責任は、受注者が負う。

・発注者のHP掲載情報等の公開情報を素材として使用する場合は、予め発注者の承諾を得ること。

(6) 発注者から提供する素材について

ホームページや PR ツール、PR 動画の制作にあたり、受注者が希望する場合、発注者が有する素材を提供する。(素材例:大阪府・市が有する大阪・関西万博に関する画像データ 等)

(7) その他の条件

- (ア) 業務開始後は、定期的に発注者と打ち合わせを行い、業務着手前に発注者の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、発注者の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
- (イ) 受注者は、本事業を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、事業実施以外の目的で利用してはならない。
- (ウ) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定すること。
- (エ) 契約締結後に内容が変更となる場合があるため、協議のうえ、契約金額の範囲内で対応を行うこと。なお、変更により、契約金額が増減する場合は、協議のうえで、契約金額等の変更契約を行うことがある。
- (オ) 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。